

(別記5)

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、次の保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

ア 施設管理者賠償責任保険

保険契約者	乙
被保険者	乙
保険の対象	県民の森の範囲内（森林を含む）における法律上の賠償責任
保険期間	指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額	対人補償：1名につき1億円 1事故につき10億円

イ レクリエーション保険

保険契約者	乙
被保険者	「森の集い」（当日のみの開催）参加者
保険の対象	「森の集い」（当日のみの開催）参加者
保険期間	「森の集い」の開催日
補償額	死亡：1名につき 4,080,000 円 入院：1日につき 2,000 円 通院：1日につき 1,000 円

ウ 国内旅行保険

保険契約者	乙
被保険者	「森の集い」（一泊二日の開催）参加者
保険の対象	「森の集い」（一泊二日の開催）参加者
保険期間	「森の集い」（一泊二日の開催）の開催日
補償額	死亡：1名につき 3,020,000 円 入院：1日につき 2,000 円 通院：1日につき 1,000 円

エ 公用車の自賠責保険及び任意保険

(7) 自賠責保険 法律で定められている内容とする。

(4) 任意保険

保険契約者	乙
被保険者	乙
保険の対象	乙の職員
保険期間	指定管理の期間中更新し続けるものとする。
補償額	対人：10,000,000 円 対物：1,000,000 円 自損事故：1名につき 15,000,000 円 無保険：10,000,000 円 示談代行有り